

第 5 編 災害応急対策計画 （その他の災害対策）

第 1 章 消防活動計画

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団）

市は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、消防活動計画を策定する。

1 消防機関の編成

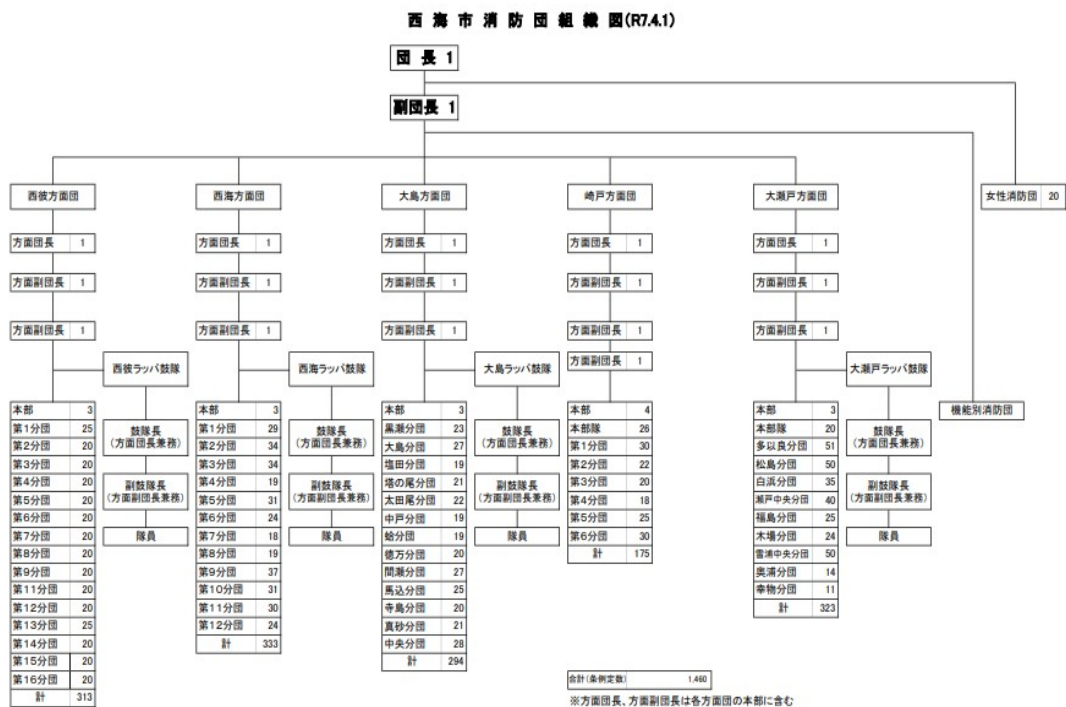
（1）常備消防

本市では広域消防局として、佐世保市消防局に業務委託を行っている。

（2）消防団組織

本市における消防団の組織は次のとおりである。

第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）



2 出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した市町村を管轄する消防機関が出動 ② 火災発生町の管轄消防団が出動 ③ 隣接する方面団は、出動要請があれば出動	火災発生市町村の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町村との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町村からの要請 ② 支援市町村からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町村の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町村の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町村の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町村の計画と県の調整に基づく出動

3 応援要請の手続要領

（１）応援要請の手順は応援協定が締結された市町村には直接、その他の県内市町村に対しては県を通じて応援要請を行うものとする。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

（２）市が県内の他の市町村に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告する。

ア 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）

イ 火災の状況

ウ 気象関係

エ 今後の判断

オ 応援消防力及び必要機材

カ その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することが出来る。

4 応援消防力

他市町村に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力の、概ね3分の1以内とする。

5 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行ってその指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けることとする。

6 火災気象通報の取扱い

火災気象通報は、消防法第 22 条第 2 項により気象官署から県を通じ、市に通報される。

（1）通報系統

ア 通報区分

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

イ 通報基準

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

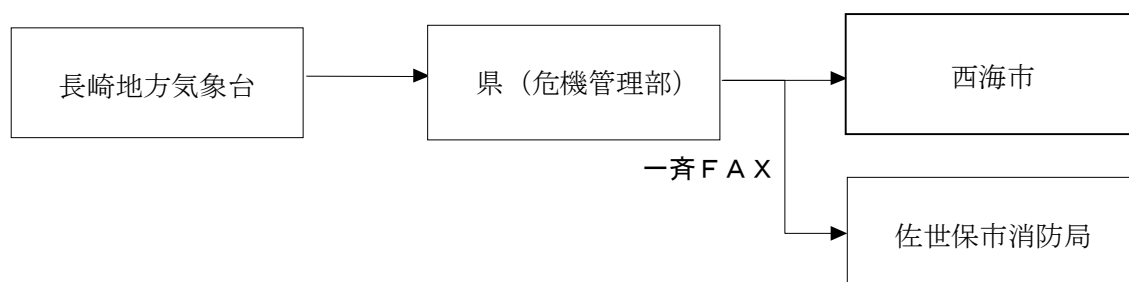
なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

ウ 通報内容及び時刻

毎日 5 時頃（日本時間、以下同様）、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これをもって火災気象通報とし注意すべき事項を追加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

（2）火災気象通報伝達系統図



7 火災報告の要領

市は、火災報告は「火災報告等取扱要領」（昭和 43 年 11 月 11 日付消防総発 393 号）に基づき処理するものとする。

8 相互応援協定

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部と協定に基づき相互に受・支援する。

9 救急業務

近年、社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は激増傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。

第2章 危険物災害応急対策計画

（防災基地対策課、佐世保市消防局、西海警察署）

この計画は、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1 石油類対策

石油類を取り扱う施設については次の措置を講ずるものとする。

- （1） 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。
- （2） 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。
- （3） 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
- （4） 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
- （5） その他必要な措置をとること。

2 火薬類対策

関係機関は、火薬類による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには次の応急措置を講ずるものとする。

（1）火薬庫、火薬類の所有者等の措置

- ア 時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。なお、このような場合には、看視人をして盗難等事故防止に努めること。
- イ 時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。
- ウ 火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては附近住民に避難の警告を行うこと。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。

（2）西海警察署（警察官）の措置（火薬類取締法第45条の2、基本法59条、63条）

- ア 火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。
- イ 市長から要求があったときは、基本法第59条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
- ウ 市長から要求があったとき、又は市長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

3 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

（1）製造業者等の措置

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。

ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。

エ 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

（2）西海警察署（警察官）の措置

火薬類の応急対策に準じて措置する。

（3）海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

4 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

5 LPガス施設災害応急対策

災害発生に際し、被災地に対するLPガス供給並びに安全を確保するため、（社）長崎県プロパンガス協会においては、次の通り応急対策を講じるものとする。

（1）（社）長崎県プロパンガス協会の措置

ア （社）長崎県プロパンガス協会内に協会長、副会長及び協会職員で構成する「災害応急対策本部」を設置する。

イ 被害状況の収集

早急に正確な被害状況を把握する。

ウ 動員

被害状況に応じて、本部は情報に基づき、応援の要否、人員、日時等を決定する。

エ 復旧活動

危険箇所（崖くずれ、倒壊家屋）からLPガス容器を回収するとともに、緊急度の順位にしたがって点検、調査を実施し、2次災害の防止に万全を期する。

オ 広報活動

顧客に対して、L P ガス設備の点検が終了するまでL P ガスを使用しないように周知するとともに、テレビ、ラジオ等の公共の機関等を通して広報の徹底を図る。

カ 避難所等への緊急ガス供給

必要に応じ、L P ガス小型容器及びカセットボンベなどの緊急支援物資を提供する。

キ 容器返還回収等

使用済容器、カセットボンベ等の回収にあたる。

ク 安定供給の確保

L P ガス運搬車両等の運行について、関係機関に協力を要請する。

第3章 海上災害応急対策計画

（防災基地対策課、農林緑推進課、ふるさと資源推進課、建設課、海上保安部）

海上保安部の実施する災害応急対策は次のとおりである。なお、海上保安官署及び所属巡視船艇・航空機は、別表1及び別表2のとおりである。

1 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

（1）非常配備

- ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。
- イ 通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。
- ウ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。
- エ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。
- オ 巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。
- カ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難指示、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

（2）対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

- （1）災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。
- （2）巡視船艇、航空機又は海上保安宿を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。
- （3）民間からの災害情報は災害対策本部、市町村長その他関係機関に連絡する。

3 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

- （1）気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）
 - ア 海上保安部通信所から電話により放送
 - イ 巡視船艇により巡回通報
 - ウ 災害伝達網により通報

（2）航路障害物の発生、航路標識の異常等

ア 航行警報の放送

イ 水路通報により周知

- 4 船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難勧告又は、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難せしめる。

5 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

- （1）海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。
- （2）一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6 船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

7 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

- （1）漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては、除去の勧告を行う。
- （2）水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び警戒を行う。
- （3）水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。
- （4）航路標識が破損又は流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

- （1）海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、

第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）

油の拡散防止、火災の発生防止、避難指示に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。

（２）港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは、禁止を行う。

（３）特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

10 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

（１）県知事、市から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。

（２）防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する応急措置（第59条）居住者等の立退の指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

第4章 漂流油による沿岸汚染対策計画

（防災基地対策課、市民課、環境政策課、農林緑推進課、建設課、海上保安部）

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおりとし、各機関の通報連絡等は別紙1のとおり定める。

1 海上保安部の措置すべき事項

長崎県の行政区域内に担任水域を有する厳原、唐津、佐世保、長崎、三池の各保安部は自己の担任水域において、次の事項を実施する。

- （1）海洋汚染の監視取締り
- （2）関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知
- （3）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導
- （4）遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導
- （5）遭難船の移動、船固め等の指導
- （6）船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導
- （7）油の拡散防止、回収、処理作業の指導
- （8）緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着剤による油の処理
- （9）海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

2 西海警察署（県警察）の措置事項

- （1）情報の収集（状況把握）
- （2）沿岸部における救出（救助）・搜索活動
- （3）関係機関との連絡（連携）
- （4）避難誘導等の措置（緊急措置）

必要により、立入禁止区域の警戒、交通規制等の実施、地域住民等の避難誘導、危険物等の防除活動
- （5）警戒監視活動（状態監視）
- （6）交通規制等

災害に対応する要員、資器材の集結に伴う交通規制等の実施

3 市における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

（1）市沿岸汚染対策要綱の制定

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

- ア 沿岸住民に対する、汚染関係情報の局知及び広報
- イ 資器材の整備、保管
- ウ 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- エ 漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- オ 関係機関への応援及び協力
- カ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- キ 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- ク その他必要な事項

（2）漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴取して、次の事項について検討し策定するものとする。

ア 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置するものとする。

イ 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、或は、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

- （ア） 定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
- （イ） 部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- （ウ） 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町村の応援を求める等の協議を予め行っておくものとする。

第5章 航空機事故対策計画

（防災基地対策課、長崎空港、県）

市内及び周辺地区において航空機の墜落等による災害が発生した場合は、市は、県、長崎空港の空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、市は原則として県及び長崎空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町及び組合消防本部に応援を要請する。

2 応急措置

（1）市の措置

市内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、県、空港事務所等と連携して次のような措置をとる。

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置
- ウ 負傷者の把握
- エ 避難勧告・指示・誘導
- オ 遺体収容所の設置

（2）警察署の措置

西海警察署は次のような措置をとる。

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（見分）及び身元確認

（3）医療関係機関の措置

市、県及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施する。

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 検案及び遺体の身元確認

（4）長崎空港事務所の措置

長崎空港及びその周辺における航空機遭難事故についての搜索、救難等、並びに、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたっては、関係機関の協力により、長崎空港事務所に事故応急対策本部を設置し、迅速かつ適切な事故処理の実施を確保する。